



多福 第 1789 号
令和 7 年 8 月 1 日

社会福祉法人 多治見市社会福祉協議会
会長 渡辺哲郎 様

多治見市長 高木 貴行
(公印省略)

税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の二第一項第四号に規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明書に係る有効期間は、下記のとおりです。

記

(有効期間)

令和 7 年 8 月 1 日 から 令和12年 7 月31日 まで